

たのしいでんきコース別説明書

# でんき de トラベル プラン

北海道 東北 東京 中部 北陸 九州

でんき de トラベル

2020年11月9日実施

2022年9月1日改正

HTB エナジー 株式会社

# 目次

## 目次

1 契約種別.....	2
2 定義 .....	2
3 細目 .....	3
4 たのしいでんき料金表.....	4
5 本説明書の変更および廃止 .....	16

たのしいでんきコース別説明書 でんき de トラベルプランは、（以下、「本説明書」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

でんき de トラベルプラン（以下、「本プラン」といいます。）は、契約者に対して株式会社エイチ・アイ・エス（以下、「HIS」といいます。）で販売する旅行商品に使用することができるクーポンを付与するプランになります。

## 1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件 本説明書は、2020年11月9日より実施し、お客様により本説明書へのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

## 2. 定義

- (1) 本プラン契約中に付与されるクーポンは、当社が発行するものであり、HIS で販売する旅行商品にご利用いただけます。
- (2) 旅行商品とは、HIS が定める海外及び国内のツアー、航空券、ホテル、オプションツアー等（※旅行商品・土産物などの物品、書籍、外国通貨、保険、キャンセルチャージ等でご利用いただけない商品が一部ございます）となります。

(3) クーポン付与額は、以下の通り定めます。

でんき de トラベル 北海道	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	14,000 円
	契約電流 60 アンペア	18,000 円

でんき de トラベル 東北	契約電流 30 アンペア	2,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	9,000 円
	契約電流 60 アンペア	14,000 円

でんき de トラベル 東京	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	10,000 円
	契約電流 60 アンペア	15,000 円

でんき de トラベル 中部	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	10,000 円
	契約電流 60 アンペア	15,000 円

でんき de トラベル 北陸	契約電流 30 アンペア	2,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	8,000 円
	契約電流 60 アンペア	10,000 円

でんき de トラベル 九州	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	10,000 円
	契約電流 60 アンペア	15,000 円

(5) クーポンは、お客さまの供給開始がなされた月の翌月に付与するものとし、2 年目以降も契約更新月の翌月に付与するものとします。

### 3.細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に準ずるものとします。
- (2) 本プランは、契約初年度以降、契約の継続ごとに、解約違約金の対象となります。
- (3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年後の応当日までとし、契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。
- (4) 契約期間内に、需給契約の消滅をした場合、当社が定める期日までに解約違約金として定める額を支払っていただきます。
- (5) 解約違約金は、以下のとおり、クーポン付与相当額 + 消費税となります。

でんき de トラベル 北海道		金額(税抜)
	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	14,000 円
	契約電流 60 アンペア	18,000 円

でんき de トラベル 東北		金額(税抜)
	契約電流 30 アンペア	2,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	9,000 円
	契約電流 60 アンペア	14,000 円

でんき de トラベル 東京		金額(税抜)
	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	10,000 円
	契約電流 60 アンペア	15,000 円

でんき de トラベル 中部		金額(税抜)
	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	10,000 円
	契約電流 60 アンペア	15,000 円

でんき de トラベル 北陸		金額(税抜)
	契約電流 30 アンペア	2,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	8,000 円
	契約電流 60 アンペア	10,000 円

でんき de トラベル 九州		金額(税抜)
	契約電流 30 アンペア	3,000 円
	契約電流 40 アンペア	5,000 円
	契約電流 50 アンペア	10,000 円
	契約電流 60 アンペア	15,000 円

(6) 本プランを引越し先で継続してご契約いただく場合、違約金はかかりません。契約期間の計算は、本プランの需給契約が成立した日から、料金適応開始の日以降 1 年後の応当日とします。

#### 4.料金表

本説明書における,電気料金については次の「たのしいでんき料金表」において,定めます。

### たのしいでんき料金表

本約款における,電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において,当社が定めます。

#### 1 契約種別

契約種別は,次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	でんき de トラベル 北海道	30・40・50・60 アンペア
	でんき de トラベル 東北	30・40・50・60 アンペア
	でんき de トラベル 東京	30・40・50・60 アンペア
	でんき de トラベル 中部	30・40・50・60 アンペア
	でんき de トラベル 北陸	30・40・50・60 アンペア
	でんき de トラベル 九州	30・40・50・60 アンペア

#### 2 でんき de トラベル北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし, 次のいずれにも該当するものに適用します。

##### イ 適用条件

- (イ) 供給地が, 北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり, かつ, 60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は, 契約電流と契約電力との合計 (この場合, 10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし, 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で, お客さまが希望され, かつ, お客さまの電気の使用状態, 当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは, (イ) (ロ)に該当し, かつ, (ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合, 当社は, お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペア，60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は，基本料金，電力量料金，「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

でんき de トラベル北海道	契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

でんき de トラベル北海道	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	30 円 26 銭
	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

#### (ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

### 3 でんき de トラベル 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

#### イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこ

えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計とします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

でんき de トラベル 東北	契約電流 30 アンペア	990 円 80 銭
	契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

でんき de トラベル 東北	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25 円 33 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭

### (ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	261 円 80 銭
---------	------------

## 4 でんき de トラベル東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

## イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計とします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

でんき de トラベル 東京	契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭

	契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭
--	--------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

でんき de トラベル 東京	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	26 円 48 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

5 でんき de トラベル中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## 八 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計とします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

でんき de トラベル 中部	契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

でんき de トラベル 中部	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 04 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25 円 51 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 46 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	258 円 24 銭
---------	------------

## 6 でんき de トラベル北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこ

えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計とします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

でんき de トラベル 北陸	契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

でんき de トラベル 北陸	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21 円 73 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭

### (ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	181 円 30 銭
---------	------------

## 7 でんき de トラベル九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用しません。

### イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計とします。

##### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

でんき de トラベル 九州	契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

でんき de トラベル 九州	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円46銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワットにつき	23円06銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円06銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	314円79銭
--------	---------

5 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款2(約款の変更)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。